

七ヶ宿ダム湖面利用計画

平成 18 年 3 月 24 日

七ヶ宿ダム湖面利用協議会

目 次

1. 湖面利用計画の背景と目的	．．．	1
2. 湖面利用の基本的な考え方	．．．	2
3. 湖面利用計画	．．．	3
4. 湖面利用のルール等	．．．	4
5. 協議会の役割と体制	．．．	8

1. 湖面利用計画の背景と目的

[背景]

七ヶ宿ダムは、南蔵王連邦を背後に、白石川の流域面積の 29%を占める集水面積 236.6 km²、総貯水量 1 億 9 百万m³の中央コア型ロックフィルダムで、平成 3 年に完成したダムです。ダムの目的には、洪水調節、かんがい用水、水道用水・工業用水等の供給や、流水の正常な機能の確保があります。特に水道用水は、仙台市を中心とする仙南・仙塩地区（8市9町）の水瓶として重要な役割を果たしています。

また、ダム湖周辺は、自然豊かで美しい景観を有していることから、水と緑とのふれあいや憩い・散策、家族での余暇の楽しみ、趣味の軽スポーツ等の場として積極的に活用され、七ヶ宿町民はもとより、利水地域の多くの方々に親しまれています。

しかし、近年、湖面利用においては安全性の確保、自然環境や水質への影響、地域住民とのより良い交流等が懸念されるような利用の実態が一部に見られ、地域住民等から湖面利用のルール化を求める声が多く寄せられています。

[目的]

こうしたなか、七ヶ宿ダムにおいては、平成 16 年から水源地域ビジョンの策定に着手し、水源地域ビジョンの中で「水環境を守るルールづくり」のためのプロジェクトを立案するとともに、具体的な協議の場として「七ヶ宿ダム湖面利用協議会」を設置しました。そして、この協議会において、利用者や管理者間で幅広く意見交換を行い、『七ヶ宿ダム湖面利用計画』を定めることとしました。

この計画は、事故の未然防止と快適な湖面利用の実現を図り、自然環境や水質保全に配慮して広く地域の人々に支持されるために、ダム湖の利用者が守るべきルールを定めています。



2. 湖面利用の基本的な考え方

[ルール化の前提]

ダム湖の利用によりダムの運用に支障をきたすこと、管理設備や湖岸に損傷を与えること、または、構造物の設置により貯水池容量の減少や疎通能力の阻害など本来ダムが持つべき機能を低下させることのないよう、必要な措置を講ずるものとします。

[利用の基本的な考え方]

おいしい水の提供

七ヶ宿ダムは、仙南・仙塩地区（8市9町）の水瓶として、とりわけ仙台市という水の大消費地を抱えており、利水地域の人々に安全で安心して飲める美味しい水を安定的に提供していくことが大きな使命の一つとなっています。

そのため、湖面利用においては、ダム湖の水質や臭気等に悪影響を及ぼさないよう、必要に応じて湖面利用に一定の制限を加えていくものとします。

生態系と景観の保全

ダム湖の水は水道水、かんがい用水等に利用されているほか、動植物の貴重な生息空間ともなっています。また、ダム湖周辺は水面や山並みと調和した美しい景観を有し、水源地域の名所の一つともなっています。

そのため、湖面利用においては、動植物の生息空間の保全、景観の阻害及びゴミ（廃棄物）の投棄への対処など、ダム湖及び周辺の環境保全に対する利用者の協力、意識の向上を図っていきます。

安全で快適な利用

ダム湖及び周辺は、水と緑とのふれあいや憩い・散策、家族での余暇の楽しみ、趣味の軽スポーツ等の場として多くの人々に活用されており、お互いの利害を調整しながら安全で快適な利用を図ることが求められます。

そのため、湖面利用においては、考え得る事故防止に自主的な管理を前提とした必要な措置を講じるよう湖面利用者に指導を行うものとします。

自主的な管理

ダム湖の利用は自己責任とし、貯水池周辺の環境の保全と快適な余暇活動等に配慮し、貯水池並びにその辺での騒音発生等の迷惑行為を禁止します。

そのため、七ヶ宿ダム湖面利用協議会が、今後とも利用者および関係団体等の利用の調整のための啓発や体制の整備等を促し、必要な見直しや環境整備等の施策を講じていきます。

3. 湖面利用計画

七ヶ宿ダム湖面利用の対象者は、ダムを利用する全ての方々ですが、本計画の対象とするのは当面以下のとおりとし、変更の必要性が生じたときは「七ヶ宿ダム湖面利用協議会」で協議し、利用計画の内容を見直していくこととします。

また、七ヶ宿ダムの湖面利用は事前届出を原則とします。

■ 計画の対象

	対 象
この計画で利用ルールを定めるもの	<ul style="list-style-type: none">・釣り・カヌー・ボート（手漕ぎ、バッテリー使用）・ディンギーヨット
この計画で湖面利用を禁止するもの	<ul style="list-style-type: none">・エンジン（燃料使用）付きボート・水上オートバイ

[エンジン（燃料使用）付きボート等を禁止とする理由]

□七ヶ宿ダムは、水源地域ビジョンの目標に“水質日本一の水守の郷づくり”を掲げ、よりよい水環境の保全と創出を目指しています。

□七ヶ宿町でも、水づくり・森づくりの取り組みの一環として、水源の森に炭をまく水質浄化の環境改善運動を市民参加で推進しています。

□水を購入し、利用している利水者から、湖面利用時の安全の確保や水質への悪影響等に対する懸念が指摘されています。

■ 計画の対象外

	対 象
この利用計画の対象外とし自由使用とするもの	<ul style="list-style-type: none">・散策・ハイキング・ジョギング

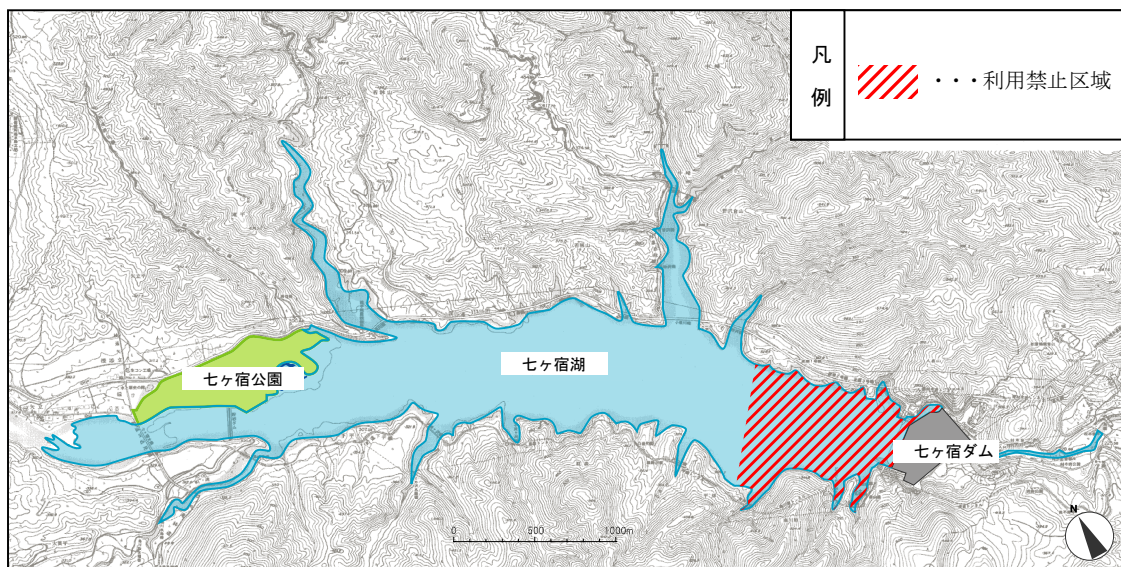
また、ダム湖の維持管理および人命救助等の緊急時対応のために必要な舟等の湖面への進入については、この計画の対象外とします。

4. 湖面利用のルール等

七ヶ宿ダム湖面利用計画は、「七ヶ宿ダム湖面利用協議会」において策定された七ヶ宿ダム湖面利用の基本的な考え方及びダム湖利用の事前届出という手続きにより、ルールとマナーを守って利用していただくため以下のルールを定めます。

4.1 利用禁止区域

利用禁止区域は、河川管理施設の操作等に支障となること、また、危険防止の観点から下図の区域とします。



[図-利用禁止区域]

4.2 利用期間及び利用時間

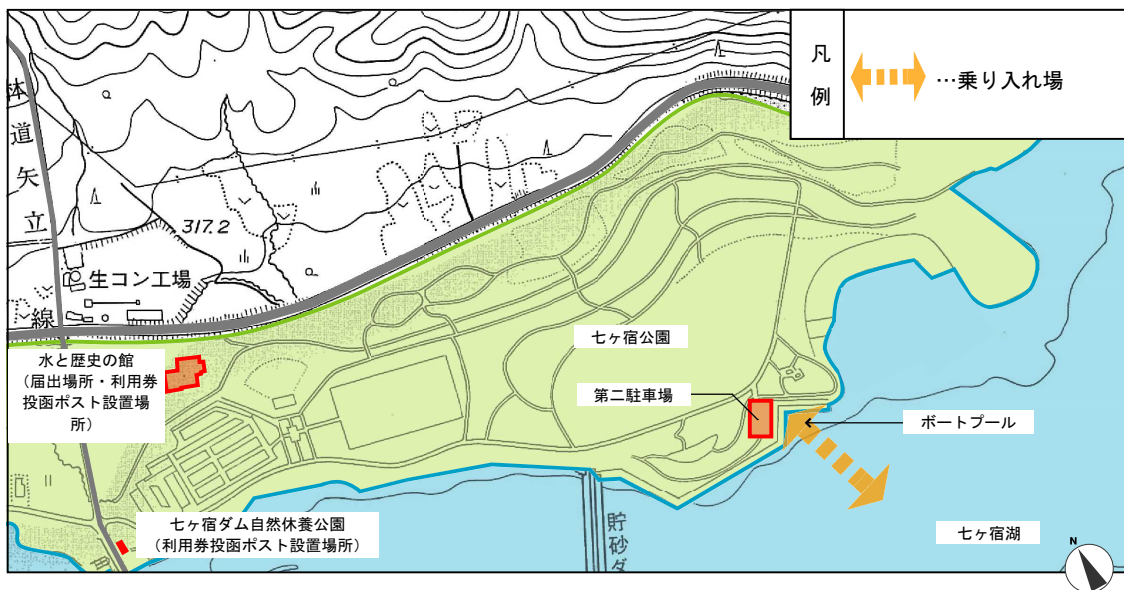
ダム湖の利用期間及び、利用時間は下記のとおりとします。

- 原則として4月～11月
- 原則として日の出から日没

ただし、強風・濃霧・降雨など、気象条件の悪い時は湖面利用を中止して下さい。
また、湖面利用者は、ライフジャケットを必ず装着し、安全を確保して下さい。

4.3 湖面への舟等の搬出入

湖面に船等を持ち入れる場合は、第2駐車場で船等の積み降ろしを行いポートプールから発着するものとします。また、船等の搬出入に際しては他の公園利用者に危険が及ばないように十分に注意し、車両規制のマナーを遵守するものとします。
(第2駐車場から東側は車両進入を規制します。)



[図-湖面への乗り入れ口]

4.4 湖面利用の届出方法

(1) 事前届出の目的

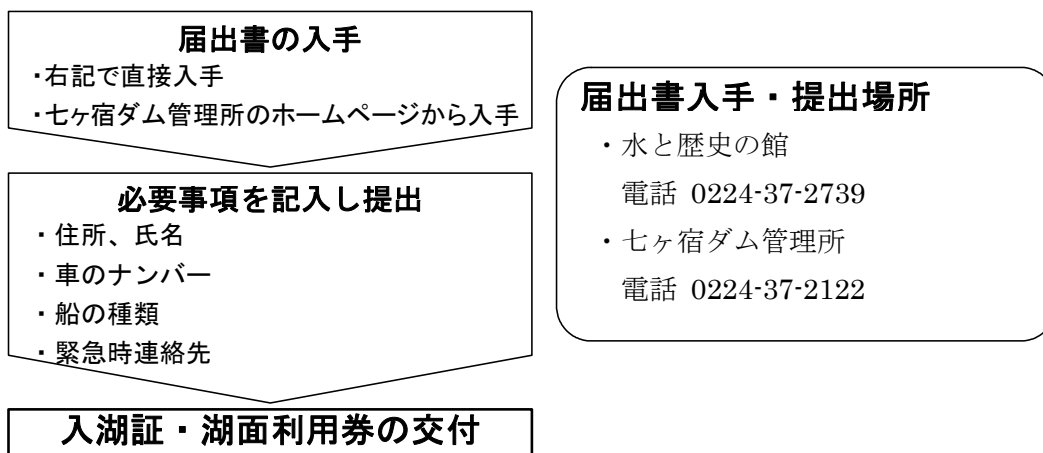
事前届出は、船を湖面に持ち入れるものを対象としており、陸側からの釣はこの事前届出の対象外として取り扱います。

また、この湖面利用の届出の目的は、以下のとおりです。

- 湖面利用計画で定めているルールを利用者に十分に理解してもらうこと。
- 事故発生時の初動捜索及び救助を迅速に行えるよう湖面利用者（同伴者を含む）を把握しておくこと。
- 駐車場や湖面における利用者間のトラブル等を未然に防ぐこと。

(2) 事前届出の方法

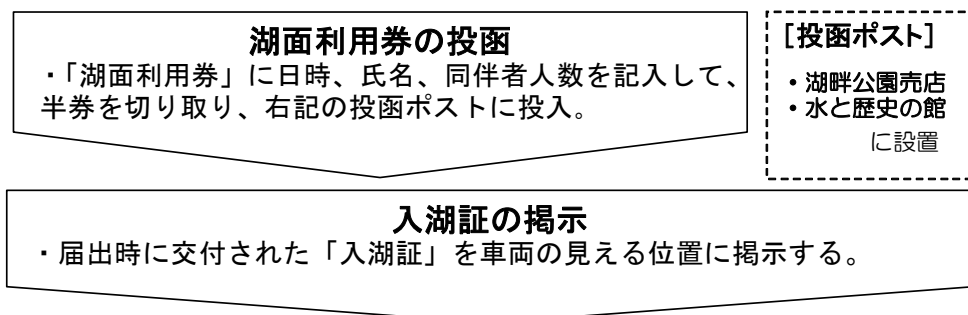
湖面利用の届出の方法は、以下のとおりです。



[図-届出の流れ]

(3) 利用方法

湖面利用時の方法は、以下のとおりです。



[図-利用時の流れ]

4.5 大会やイベント時の届出

(1) 届出と利用の方法

各種大会やイベント等での利用の際は、主催者があらかじめセヶ宿ダム管理所に届出をして、時期、利用対象、活動内容、自主管理体制、責任者等を明らかにし、承認を得るものとします。

(2) 他の利用者への配慮

各種イベント主催者は、他の湖面利用者及びダム湖公園の利用者にも配慮し、必要に応じて利用者間の調整を行うものとします。

(3) イベント時のレスキュー船の特例

人命救助等の緊急対応船（レスキュー船）は、ルール違反でないことが分かるように旗などの目印を船に設置しなければならないこととします。

また、レスキュー船は4ストロークエンジンを搭載した船とします。

4.6 安全管理とマナーの遵守

ダム湖利用の原則は「自己責任」によるものです。

湖面利用者は、本計画に従い、マナーを遵守し、湖面利用においては水質の保全、動植物の生息空間の保全、景観の阻害及びゴミ（廃棄物）の投棄への対処など、ダム湖及び周辺の環境悪化を招かないよう心がけるものとします。

(1) 自己責任の原則と迷惑行為の禁止

湖面利用において発生したすべての事故については自己責任となります。したがって、事故処理費用は、全額利用者負担となります。

また、貯水池並びにその周辺での騒音発生等の迷惑行為を禁止します。

(2) 利用者間の協力

湖面利用者は、貯水池周辺の環境の保全と快適な余暇活動等に配慮し、利用者間で協力して適切に湖面を利用してください。

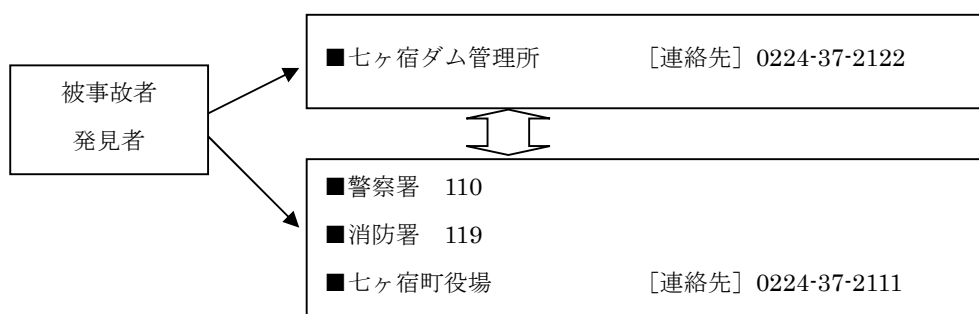
(3) 事故等の防止

湖面利用者は、事故等を未然に防止するために考えられる万全の対策をとってください。

湖面利用に際しては、ライフジャケットの着用を義務づけます。

(4) 事故発生時の連絡体制

湖面において事故等が発生した場合、被事故者または発見者は白石警察署、白石消防署に通報するとともに、七ヶ宿ダム管理所へも速やかに連絡するものとします。



[図-事故発生時の連絡体制図]

5. 協議会の役割と体制

協議会は、「七ヶ宿ダム湖面利用計画」の周知、運用及び見直しの要否について協議・調整することを主たる役割とします。

事務局は、七ヶ宿ダム管理所内、七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団内に置きます。

5.1 湖面利用計画の策定

協議会は、事故の未然防止と快適な湖面利用の実現を図り、自然環境や水質保全に配慮して広く地域の人々に支持されるために、ダム湖の利用者が守るべき計画を策定します。

5.2 進入の制限

協議会は、この計画で禁止するものの車両の進入を制限するために車止め設置等の環境整備を行い、管理を強化します。

5.3 利用者への周知

協議会は、本湖面利用計画を多くの一般利用者に知らせるため、パンフレット等を作成して広く周知します。

5.4 湖面利用計画の見直し

協議会は、必要に応じて「七ヶ宿ダム湖面利用協議会」において適正な湖面利用の状況について確認を行い、計画の見直しの要否について検討します。

[事務局]

◇七ヶ宿ダム管理所

〒989-0536 宮城県刈田郡七ヶ宿町字切通 52-40 電話 0224-37-2122

◇七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団（七ヶ宿町役場内）

〒989-0536 宮城県刈田郡七ヶ宿町字関 126 電話 0224-37-2194

七ヶ宿ダム湖面利用協議会委員名簿

氏名	所属
梅津 輝雄	七ヶ宿町体育協会会長
門脇 奏	パーソナルウォータークラフト安全協会 東北地方本部 本部長 東北マリン事業協会事務局長
村上 孝昭	七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団事務長
小関 幸一	七ヶ宿町産業振興課長 (内水面担当)
今野 恭二	リバーズネット宮城 リバーレンジャー
今野 誠	水守の郷まちづくりネットワーク 事務局長
白浜 浩	七ヶ宿ダム管理所長
清野 興一	宮城県仙南・仙塩広域水道事務所長
高橋 國雄	七ヶ宿観光開発(株) 社長
花沢 昭一	白石川漁業協同組合七ヶ宿支部
山谷 武繁	(有)風の丘 代表取締役 パラグライダースクール

七ヶ宿ダム湖面利用協議会 開催経緯

平成 17 年 12 月 5 日	第 1 回七ヶ宿ダム湖面利用協議会 開催 検討事項：協議会設置・湖面利用の現状・今後の進め方について
平成 18 年 1 月 30 日	第 2 回七ヶ宿ダム湖面利用協議会 開催 検討事項：具体的なルールについて
平成 18 年 2 月 16 日	第 3 回七ヶ宿ダム湖面利用協議会 開催 検討事項：具体的な運用方法等について